

覚 書

浦添市立図書館（以下、「甲」という。）と（以下、「乙」という。）は、雑誌の寄贈等に関し、以下のとおり覚書を締結する。

(雑誌購入費用の負担)

第1条 乙は、浦添市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領(以下「実施要領」という。)に基づき、次の雑誌の購入代金を負担し、これを甲に寄贈する。

	雑誌名	スポンサー名掲出期間	スポンサー名掲出誌巻号	金額
1				
2				
3				
4				
5				

- 2 乙は、前項の購入代金を甲が指定する雑誌納入事業者に直接支払うものとする。
- 3 支払いに必要な一切の費用は乙の負担とする。

(広告の方法)

第2条 甲は、乙が購入代金を負担した雑誌の新刊の雑誌表紙及び裏表紙にスポンサー名を表示する。

2 スポンサー名は乙が作成するものとし、乙が事前に甲と協議し、甲の審査を受けたものでなければならない。

(広告の契約期間)

第3条 乙が雑誌の購入代金を負担する期間は、平成29年 4月 1日から平成30年 3月31日までとする。但し、期間満了の3ヶ月前までに、実施要領第15条に基づく解約の意思表示がある場合以外は、自動的に延長されるものとし、その後も同様とするが、最長で3会計年度の間とする。

(広告主の責務)

第4条 乙は、乙が作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

(定めのない事項に関する疑義)

第5条 本覚書及び実施要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、甲及び乙は実施要領の趣旨に則り誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住所 〒901-2114
浦添市安波茶二丁目2番1号
浦添市立図書館 館長

印

乙 住所
商号・代表者名
役職

印